

## 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 きっかけ

### 1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、YouTube および Instagram 等を利用した広報活動を実施する。広報活動を実施するにあたり、広報活動委員会を発足させる。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実 施予定日時 (B)当該事業の実 施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
1 普及・啓蒙 事業	地域の方々へ向けた、予防 体操を行う。 また、健康をテーマにした 講演会を併用して行う。	(A) 年2回(9 月、11月の10時 ~12時) (B) 守谷市市民 交流プラザ (C) 2人	(D) 守谷市 在住の市民 (E) 30人	22.44千円
2 普及・啓蒙 事業	・SNS を利用して、地域の 方々へ向けた、健康づくり 活動の周知を目的に広報活 動を行う。 ・本年度は、来年度の開設 に向けた広報活動委員会を 発足させる。	・本事業年度は 実施予定なし。	—	—
3 会員の教育 事業	・会員が予防体操や講演会 を実施できるように教育を 行う。	・本事業年度は 実施予定なし。	—	—

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(翌事業年度)

## 令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 きっかけ

### 1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、YouTube および Instagram を利用した広報活動を実施する。広報活動を実施するにあたり、広報活動委員会を発足させる。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
1 普及・啓蒙 事業	地域の方々へ向けた、予防 体操を行う。 また、健康をテーマにした 講演会を併用して行う。	(A)年2回(9 月、11月の10時 -12時) (B)守谷市市民 交流プラザ (C)2人	(D)守谷市 在住の市民 (E)30人	22.44千円
2 普及・啓蒙 事業	・SNS を利用して、地域の 方々へ向けた、健康づくり 活動の周知を目的に広報活 動を行う。	(A)SNS の開設 後、隨時実施す る。 (B)主たる事務所 (C)2人	(D)健康づ くりに関心 がある市民 (E)不特定多 数	—
3 会員の教育 事業	・会員が予防体操や講演会 を実施できるように教育を 行う。	(A)年1回(7月 の20時-21時) (B)Zoom (C)1人	(D)会員 (E)3人	—

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。